

企業活動に対する受入国の人権条約上の保護義務の展開

——子どもの権利条約からの考察——

菅原 絵 美

ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて移動し、その移動は年々拡大している。このようなグローバル化のなかで、国家を単位とする人権条約による保障枠組では、十分に対処できない越境的な課題が登場してきた。なかでも国際社会の注目を集めているものに「ビジネスと人権 (business and human rights)」と呼ばれる問題群がある。

企業は本来、雇用、事業開発、営業・販売、調達などの事業活動を通じて個人と密接な関係を有し、個人の人権保障に対して多大な影響を与えてきた。グローバル化への対応として事業活動を複数国に展開し、なかにはその経済力を背景に、進出先の受入国を凌ぐ私的権力となる企業も出てきた。

この「ビジネスと人権」の登場は国際人権法にとって新たな研究領域の出現を意味している¹⁾。本稿では、国際人権法のなかでも人権条約を中心に検討する。人権条約による保障枠組は国家主権の尊重との緊張関係が不可避であることから、その展開は段階的かつ重層的に構築されてきた。個人や団体の行為を直接規律するのは国家による国

内的実施であり、これを補完するものとして条約実施機関が国家に対して条約上の義務履行を問う国際的実施が展開されてきた。そのため、人権条約の枠組では、企業のような私的権力の存在が必ずしも明らかにされてはこなかった。⁽²⁾「締約国に法的義務を課す人権条約では、私人による人権侵害も、人権を保障すべき国家の義務の問題に収斂して現れる⁽³⁾」からである。このような課題を抱えるなかで、人権条約の実施機関は、「ビジネスと人権」の問題群に対応するため、受入国の義務をどのように解釈してきたのか、本稿はその実行を法的に評価することを目的とする。

1. 「ビジネスと人権」に関する人権条約上の受入国の義務

人権条約の締約国は、その領域内または管轄下にあるすべての個人の権利を保障する義務を負う。⁽⁴⁾ この「すべての個人」とは自国国籍の有無に関係なく、他国の国民、無国籍者、難民、移住労働者などを含めすべての者をいう。例えば、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(以下、「自由権規約」という) 第二条一項では「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、いかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重しおよび確保することを約束する」と規定する。⁽⁵⁾ また、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(以下、「社会権規約」という) は条文中、どのような個人に対し義務を負うのかを規定していないが、社会権規約委員会は一般的意見三(一九九六年)において、「(報告制度の目的として)さまざま権利がその領域または管轄下にあるすべての人にどの程度享受されているかまたはいないかを認識することを確保⁽⁶⁾することとし、国家の義務の対象が領域内または管轄下にあるすべての個人の権利であることを示した。本稿の問題関心に引き付け

ると、企業活動に影響を受ける個人の権利の保障は、第一義的には企業活動が行われている領域国、すなわち受入国の法的義務となる。

次に、受入国は、企業の人権侵害に対し、どのような義務を負うのだろうか。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」（以下「女性差別撤廃条約」という）や「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という）、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という）には、企業活動に関して直接規定する条文が存在する。例えば、女性差別撤廃条約では、第二条（e）において「企業」による差別を撤廃するためすべての適当な措置をとるよう求め、また第十三条（b）では「銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利」を規定している。一方、初期に制定された人権条約である「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、「人種差別撤廃条約」という）、社会権規約、自由権規約には、具体的に企業行為に対する国家の義務に関する規定が存在しない。

そこで、条約実施機関は、国家の義務が多面的であることに鑑み、より機能的に義務内容を三つの側面に整理し、より一般的に企業の侵害行為を規制する義務を解釈してきた。三つの側面とは、国家が自ら人権を侵害しないという「尊重」、第三者による侵害からの「保護」、積極的措置をとる「充足」である。ゆえに、具体的な規定がない場合であっても、人権条約上の権利を実現するために、国家は第三者の権利侵害から保護する義務を負う。本稿が対象とする「ビジネスと人権」の問題群との関係で、特に重要となるのがこの保護義務である。

今後の検討に当たって、保護義務の性質が内容および程度において様々であり、複雑であることに注意が必要である。かつて、人権条約上の国家の義務は、その規定内容の相違から、自由権については「即時実施義務」、社会権については「漸進的実施義務」と区別されてきた。このような二分論は、人権の不可分性が認められることよって否定

され、現在は、権利の具体的内容に基づき国家の義務が多面的に解釈されるようになった。例えば拷問などを受けない権利の実現についても、国家は、拷問の制度を禁止する消極的義務とともに、拷問禁止の徹底のための教育や監視制度の整備といった積極的義務の双方を負う。^⑦ 加えて、消極的義務が即時的、積極的義務が漸進的と単純に論じることもできない。確かに、例えば新たに予算の確保を伴う給付的な措置を必要とする積極的義務の履行は漸進的であるかもしれない。しかし、義務が即時的か否かを考えるうえで、最も考慮されるべきは、人権侵害の深刻度または保護の緊急度である。たとえ、積極的な措置が必要な場合であっても、人の生命または身体の安全が侵害される恐れのある場合は即時的な義務履行が求められる。

保護義務には、人権侵害の発生を防止する義務と、防止措置が機能しなかった場合に救済を提供する義務が含まれる。^⑧ 後者の救済義務について、第三者の侵害行為に対応するのは積極的義務に分類されるが、侵害行為の深刻度や緊急度が高ければ義務の履行は即時的に求められる。一方、防止義務のなかでも教育的措置などは、国家に対し積極的な立法・行政措置をとることを求めるため、その義務履行には漸進性が認められる。例えば人種差別撤廃条約の保護義務は、禁止義務と終了義務からなり、禁止義務は人種差別の実行者に対して「即時に実施されるべき義務」であり、終了義務は教育・啓発などの方法を含むため「努力を行うべき義務」と解されているという。^⑨ このように、国家の保護義務は第三者による侵害を阻止・救済する点で積極的義務でありながら、侵害の度合いにより即時的または漸進的な対応を求められる多様な義務内容を伴う。

2. 「ビジネスと人権」に関する国内的实施における問題

人権条約では、受入国に保護義務を課し、企業を含む私人の活動を規制しようとしてきた。一方で、このような受入国の国内的实施に頼るやり方では、人権の実効的な保障の実現は困難であるとの疑問が呈されてきた。「ビジネスと人権」と呼ばれる問題群が登場してきた背景として、次の3点を挙げる。

(1) 受入国と侵害企業との結びつき（加担）

受入国に対して企業活動から人権を保護する結果を期待できないという問題は、受入国が企業活動を規制する動機または利益がないという事実⁽¹⁰⁾に起因する。第一に、政府と企業が人権侵害に関して相互に加担し利益を得ている場合、国家の企業を規制する役割に期待することはできない。例えば、受入国自体が人権侵害をしている場合で企業が提供するモノやサービスを活用したり、治安部隊の提供や労働基準の規制緩和など企業による人権侵害を受入国が助長していたりする場合がこれに当たる。

第二に、国家すべてが人権保護に敏感なわけではなく、投資の低迷を恐れるため人権基準の実現に消極的な場合がある⁽¹¹⁾。国内の経済的發展を対内直接投資でもたらされる資源や技術などに依存するなかで、投資家保護に厚い二国間・複数国間合意が締結され、また、投資呼び込みの促進や投資流出の恐れから規制緩和の促進や輸出加工区の設置が行われてきた。これらは受入国が直接人権侵害に関わっているとは言えないものの、企業活動の規制に手段や意思を欠く状況である。

(2) 世界中に拡大した事業活動・取引関係（バリエューチエン）

受入国による人権の保護が期待できない第二の背景は、グローバル化のなかで、受入国にある企業による人権への悪影響が複数国に及ぶことである。企業活動における劣悪な労働環境や長時間労働、低賃金といった労働問題は、国際的な場で第一次世界大戦後から取り上げられた伝統的な問題である。現在、受入国は、その領域下にある企業の労働現場でこのような問題があるかだけでなく、その供給網（サプライチェーン）として複数国に及ぶ取引先の現場で発生しているスウェットショップ（搾取工場）、児童労働、強制労働などの人権侵害までを、当該企業の問題として考慮することが必要になってきている¹²⁾。

また、対象となる人権の範囲の拡大も指摘することができる。国家との関係で企業問題をとらえた場合、対象となる人権問題は著しく限定され、労働に関する人権と企業が有する経済的権利が主なものであった。これを「ビジネスと人権」として個人と企業の関係からみると、その内容は著しく拡大し、ほぼすべての人権が対象となる。企業活動と人権との関係は、個人が活動する際の立場（労働者や消費者、投資家など）によって相違はあるが、家庭内から公の場まで何らかの形で存在する。例えば、公正な裁判への権利については、起訴前に大量の書類を組織的に廃棄した企業に対し、将来的に訴訟で重要になる可能性のある書類を保存する義務は完全には認められないが、正義の道から外れるという観点から廃棄すべきではなかったとするオーストラリア裁判所の事例がある¹³⁾。また社会保障への権利では、既婚未婚を問わず、また性別を問わず、パートナーと生活する労働者に対し、等しく企業健康保険を提供するなど、当該権利を保障する事例などがある¹⁴⁾。

(3) 企業の役割の拡大

第三に、人権保障のために企業から協力をえる必要性も挙げられる。これまでは企業の人権侵害者としての側面が強く主張され、企業活動の積極的側面は、企業側の規制に対する反論として、すなわち「企業が活動地域の経済発展・雇用に貢献している」という反論にすぎないものと理解されてきた。⁽¹⁶⁾しかし、国家による実施だけでは人権問題の解決が難しい局面が出てきたことが指摘できる。国家すべてが人権保障に必要な資源を確保しているわけではなく、企業活動における人権問題、たとえば労働者におけるHIV/AIDS問題などの場合、対策をとるには、NGOや企業自身の協力が必要な場合がある。低賃金および長時間労働といった労働条件並びに児童労働の問題は、背景にある貧困や開発、教育といった問題を包括的に対処していかなければ、改善は難しい。⁽¹⁷⁾また、被害者の視点に立った場合、司法手続中心の救済手段だけでは、問題解決は難しいとされる。⁽¹⁸⁾企業側にも、そのステークホルダー側にも、企業の担う社会面・環境面での役割が認識されるようになった。また、国連は、自身の目標を達成するため、パートナーシップを推進しているのは前章で確認した通りである。

3. 「ビジネスと人権」に関する国際的実施における問題

「ビジネスと人権」の問題群に受入国の実施が抱える問題を受けて、条約実施機関は締約国に対する働きかけを強める必要がある。しかしながら、条約実施機関による実施にも問題が生じている。それは、保護義務の内容の多様性および私人間の権利対立を調整する必要性から、「何が適切な措置か」の判断を受入国の裁量にゆだねている点である。

自由権規約委員会一般的意見三(一九八一年)¹⁹において、第二条は一般的に、条文中規定された枠組のなかで、自国領域における履行手段の選択を当該当事国に残していることに留意したうえで、尊重だけではなく、積極的義務を果たすために措置を取るよう求めている。また社会権規約委員会の一般的意見三(一九九〇年)では、第二条で規定する国家の「あらゆる適切な手段」をとる義務は、その全体を通じた自然な意味でとらえられるべきであり、各締約国は自身が、それぞれの権利の置かれた状況のなかで何が最も適切な手段かを決定しなければならぬとする。²⁰ゆえに、国際的実施である政府報告審査において、講じた手段のみならず、当該手段が最も「適切」だと考えた根拠についての立証責任は締約国側にあり、委員会が最終的にあらゆる適切な手段がとられたかどうかについて判断を行う。²¹このように国内の実施として「何が適切な措置か」の判断を一次的に行うことは締約国政府に求め、条約実施機関は、締約国がとった措置が「適切であったかどうか」の二次的な判断を国際的実施として行ってきた。

したがって、保護義務は、第三者による人権侵害行為がすべて無条件に国家の義務違反を招くわけではなく、とられた措置が適切であったか否かにより義務違反が判断される。その結果、国際的実施において、企業に対してとるべき適切な手段の具体的な内容は示されてこなかった。国連人権高等弁務官事務所は、二〇〇七年に主要人権条約の実施機関の実行を調査し、²²条約実施機関は国家に求められる行為について詳細な内容を明示しない傾向にあり、立法を通じた規制や司法救済による裁定を一般的な形で勧告していると評価した。²³「(人権の実効的保護のために)適切な措置をとったか」という結果が判断されることになり、保護義務は結果の義務に近い側面をもつ義務とされてきた。²⁴

このことは受入国の主権の尊重の反映でもあり、国家の利益とも合致する。受入国は、国内法を通じて多国籍企業による内政干渉となる行為を自由に規制したいと考えるため、歴史的に裁量の余地の広い法的義務が好まれてきた。²⁵従って、結果の義務であることは、人権保護という結果の確保の側面以上に、受入国の利益と合致することにより、

支持を受けてきた。

ゆえに、保護義務として何が求められるのかについての判断を国家の裁量としてきたのは理解できる反面、判断者が国家となる分、何を怠れば義務違反となるのかを第三者である条約実施機関が判断することは難しくなる。国家が人権条約上の保護義務として領域内での企業の事業活動を規制する義務を負うとしても、一貫性のある形で措置を講ずるよう国家に義務を負わせるためには、国家の防止義務違反に達するほどの企業の侵害が発生する場合を理解するための理論が必要である。²⁶⁾

さらに、グローバル化のより、企業活動のバリエーションが複数国に渡るなかで、国家がとるべき措置の不明確さ、そして国家に与えられた裁量の問題は、一層複雑化している。本社の拠点、子会社の拠点、事業をめぐるバリエーションが世界規模となると、複数国の法制度が関わってくることになり、それぞれの国家は他国との管轄権の競合を恐れ、そもそも企業に対する規制を控えてしまうことになる。また、規制の厳しい国から緩やかな国へ企業は事業をシフトすることができ、国家ごとの人権基準実施状況に差があるなか、企業は活動に都合の良い地域を選ぶことが可能なのである。²⁷⁾

加えて、本来保護義務に含まれている「予防の義務」の違反認定を困難にしている。被害者に対する損害の発生は十分条件でないにも関わらず、現在のような「適切なすべての手段」の文言では侵害が発生していない場合の訴えは難しい。すなわち、「予防の義務」の履行となる具体的な措置の内容は国家の裁量となっているため、被害が生じていない場合には国家がなんらかの「適切な措置」をとっていることの推定が働いてしまうのである。結局のところ、損害の発生を事後的にしか救済できず、「防止の義務」はプログラム規定となってしまっているのである。

4. 国家の保護義務の履行確保に向けた処方箋…行為の義務への注目

このように、とるべき手段に裁量の余地を認める形では、人権の実効的保障という結果を締約国に期待することが難しい状況のなかで、国家の保護義務を「結果の義務」とすることが疑問視されるようになってきた。人権条約が国家に人権基準の実現という結果を求める義務規定のなかには、条約が規定する人権基準が重要であることのみを政治的に宣言する単なるプログラム規定となっているものがあり、そのため実際に国家が義務を果たしているかどうかを審査できるほどの具体性がなく、条約実施機関が義務違反を認定できない、または義務違反の認定に消極的になってしまふ結果をもたらしているというのである。⁽²⁸⁾そこで、国際社会は、第三者（企業活動）から人権を保護するために「相当の注意（due diligence）」が必要と解釈し、保護義務を「行為の義務」とすることによる解決を試みてきた。⁽²⁹⁾国家の国際法上の義務を「行為の義務」および「結果の義務」として分類し理解する考え方は国家責任条文案案第一読で次のように確認されている。⁽³⁰⁾

国家責任条文案案第一読第二〇条

行為の義務（特定の行為形態の採用を要求する国際義務）

特定の行為形態を採用することを要求する国際義務の国による違反は、当該国の行為がその義務により当該国に要求されているものと一致しないときに認定

国家責任条文案第一読第二一条

結果の義務（条約により特定された結果を達成する国際義務）

国家が自ら選択する手段により、特定された結果を達成するように要求する国際義務の国による違反は、当該国が、採用した行為によって、その義務により当該国に要求されている結果を達成しない場合に認定

国家に具体的な行為を実施するように求める、または具体的な行為をしないよう求める義務が「行為の義務」である。行為の義務と結果の義務は連続した一体のもので、ひとつの権利を実現する義務がどちらであるかは、特定の分野において意図された結果を達成する可能性についての主観的な概念に基づき、二つの義務に明確な区切りはない。しかし、行為の義務は、国家に作為または不作為を求めるものであり、その内容は一層具体的となるため、義務違反がいつ生じたのかを決定する際に有効である。この有効性は、国家責任条文案（第一読）から関連規定が削除されても否定されるものではない。³⁴ 行為の義務と結果の義務という概念は、人権の履行をモニタリングするための実効的なツールを提供しているという。³⁵ なお、本稿では、客観的責任主義に立ち、「相当の注意」は、義務違反を判断する内容または基準であって国家責任の帰属を左右するものではないという立場に立つ。³⁶

人権条約上の保護義務が行為の義務と評価されているのかを考えるにあたって鍵となる概念が「相当の注意」である。保護義務が「相当の注意」を必要とすることは、まず地域的レベルで確認され、次第に国際的レベルでも確認されるようになった。米州人権裁判所の Velasquez Rodriguez 判決（一九八八年）³⁷ では、国家により支援された武装集団による人権侵害に対し、締約国は条約上の人権を「確保する義務」として、第三者による侵害を防止し、調査し、処罰し、事後の救済を付与する義務を有し、それが「相当の注意」を払う義務であることを明示した。³⁸ さらに、自由

権規約委員会は、一般的意見三一（二〇〇四年）において、条約上の国家の義務として、民間組織による侵害を防止し、調査し、処罰し、是正するために「相当の注意」を払うことを明示した。³⁹自由権規約委員会の見解は、OHCHRにより保護義務が結果の義務よりは行為の義務であることを示唆していると評価された。⁴⁰また女性差別撤廃委員会も一般的勧告一九（一九九二年…女性に対する暴力）⁴¹および一般的勧告二八（二〇一〇年…第二条の締約国の中核的義務）⁴²において、私人による差別を防止するよう締約国は「相当の注意」の義務を負うという見解を示してきた。

以上のように、保護義務を「行為の義務」として論じることにより、「ビジネスと人権」の問題群への対処で問題となる国家の裁量の余地の問題性は、どの程度克服できるのだろうか。国家の義務を行為の義務と区別して理解されることに対し、次のような懸念が示されてきた。行為の義務と結果の義務との区別は、国家が国際義務を国内的に履行するにあたり、国際法が国家の主観的裁量を制限するか、それを許容するかを基準としている。しかし、実定法上の国際義務が、そのように国家が採用する手段や措置を十分に特定しており、国家の主観的裁量を制限していることは少なく、その内容や基準についてはかなり柔軟性が残るため、⁴³人権条約の目的である個人の権利の実効的保障から、行為の義務と考えることは不可能であるとする。⁴⁴

このような批判も踏まえながら、子どもの権利条約を取りあげ、検討を行う。子どもの権利条約を取り上げる理由は、現在一九六カ国が締約国となっており、人権条約の中で最も普遍性の高い条約だからである。本稿での対象は、子どもの権利条約のみとし、その選択議定書は検討の対象としない。

5. 子どもの権利条約を通じた国家の義務の分析

(1) 子どもの権利条約上の国家の一般的義務とその特徴
条約第四条は、締約国の義務を次のように定める。

締約国は、この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる。経済的、社会的および文化的権利に関して、締約国は、自国の利用可能な手段を最大限に用いることにより、および必要な場合には、国際協力の枠組の中でこれらの措置をとる。

当該規定に基づき、子どもの権利条約も、他の人権条約と同様に、国家に対し、人権を尊重、保護、充足する義務を課していると解釈されてきた。国際協力の義務を明文化しているところが、社会権規約と並ぶ特徴である。

条約上の義務を果たすにあたり、子どもの権利条約に基づいて設立された「児童の権利に関する委員会」(以下「子どもの権利委員会」という)は、一般的意見五(二〇〇三年)⁴⁵⁾のなかで、子どもの権利を実効的に実施するための四つの一般原則を示した。四つの原則とは、「差別的禁止」(第二条)、「子どもの最善の利益」(第三条一項)、「生命、生存および発達への権利」(第六条)、「自由に意見を表明し、かつその意見を重視される権利」(第十二条)である。例えば、「子どもの最善の利益」の原則では、締約国がある問題について措置の決定を行う際には、子どもの最善の利益を評価しなければならず、かつこれを第一義的な考慮事項として、または場合によっては最高の考慮事項として取り扱わなければならないことが求められる⁴⁶⁾。このように、子どもの権利を実現するうえで求められる一般原則を示す

ことで、委員会は、子どもが個人として尊重されるとともに、子どもであるゆえに必要な特別な保護を受けることができるよう、締約国に程度の高い義務履行を求めてきた。

(2) 子どもの権利委員会による企業への注目

子どもの権利委員会が企業への関心を明示的に示したのは二〇〇三年の一般的意見五においてであった。民営化により非国家行為体⁴⁷⁾が伝統的な国家の機能を請け負うことによる問題を確認するとともに、国家の条約上の義務は、非国家行為体が条約の規定に従って活動することを確保し、それによって、非国家行為体に対する「間接的義務(indirect obligations)」を創設する義務を含むものであるとする見解を出した。⁴⁸⁾

二〇〇七年のOHCHR報告書⁴⁹⁾で示された委員会の関心は、民営化を含むより広い問題へと広がったが、第三者からの保護が必要不可欠な特定の諸権利、例えば第三二条(経済的搾取からの保護)、第三四条(性的搾取からの保護)、第十七条(有害情報からの保護)、そのほか第三者からの子どもの保護が必要不可欠なもの、例えば第八条(身元の保全) 第十六条(私生活の保護)、第二三条(障がい児の権利)、第二四条(健康および医療についての権利)、第三一条(休息、余暇などについての権利)などを個別に挙げるものであった。また、政府報告審査によっては、具体的な業種(メディア・エンターテイメント・広告業界、雇用者、製薬業、インターネット産業、旅行業界、金融、武器産業など)が指摘される場合もあるが、あくまで「第三者」のひとつとして企業を指摘したものであり、企業の特異性(例えば、サプライチェーンの広がりなど)に注目した実施措置を求める内容ではなかった。

二〇〇九年には、企業一般に責任を問う勧告が初めて示されることになった。一〇月八―九日にジュネーブで開催された、子どもの権利条約採択二〇周年を祝う国際会議のなかで、「ビジネスセクターの責任」として、「締約国は適

切に企業セクターがその活動の子どもの権利の侵害を引き起こしうるリスクを最小限化し、社会および環境に対する責任を有することを理解するよう働きかけるべきであるとした。⁸⁰⁾

時期は多少前後するが、子どもの権利委員会は第五二会期（二〇〇九年九月十四日から一〇月二日）以降、政府報告書審査の最終所見において「子どもの権利およびビジネス部門」の項目を立て、国家への懸念および勧告を出してきた。最初のボリビアおよびモザンビークの政府報告審査では、国内外の民間投資が増加するなかで、子どもの権利への悪影響を防止するよう取り組むことを委員会は締約国政府に求めたが、取組みの内容については明らかにしていない。また翌第五三会期ではエクアドルに対する最終所見のなかで「子どもの権利と企業セクター」の項目が設けられ、石油および資源産業のプロジェクトに対する社会環境基準について公的合意がないことを懸念するとともに、国内企業および国際企業による子どもの権利の尊重・保護を実現するための明確なガイドラインや規制がないことにも懸念する。勧告では、人種差別撤廃委員会の見解に触れ、石油企業が、先住民族のコミュニティを含む、地域コミュニティにおいて影響評価やコンサルテーションを確保するよう述べており、措置として取るべき内容がより具体化した。⁸¹⁾

そして、これまでの条約実行に基づき、二〇一三年一般的意見十六「子どもの権利に関するビジネス部門の影響に関する国家の義務」を発表した。⁸²⁾ これまでも議論されてきた子どもへのサービス提供やインフォーマル経済に加え、「企業のグローバル事業展開」、国際機関の締約国としての取り組み、そして緊急事態および紛争へと関心が深化している。

委員会は企業の人権に関する責任を規定する国際法文書は存在しないが、子どもの権利を尊重する義務と責任は実際には国家を越えて、民間主体や企業に適用されているが、ゆえに、すべての企業は子どもの権利に関する責任を果

たさねばならず、国家は企業がそのようにするよう確保しなければならないとしており、委員会は条約上のすべての権利について企業活動とのかかわりを明示している。委員会は、経済のグローバル化により、企業活動が分散化し、外部委託が広がるとともに、政府機能の民営化も進んでおり、子どもの権利に与える企業の影響が大きくなるのを受け、国内企業および多国籍企業をともに対象に、事業規模、業種、本社所在地 (location)、所有形態、構造に関係なく、すべての企業を対象にした⁹⁴ 一般的意見を採用した。条約上のすべての権利とすべての企業を対象としながらも、第三者・非国家主体のなかでも企業のみを対象とする見解を示した。したがって、実施措置の内容は企業という点で特殊であるが、全企業・全権利という一般性を持つ。

(3) 企業活動から子どもの権利を保護する国家の保護義務の検討

このように企業活動に対する関心を高めるなかで、子どもの権利委員会が、受入国の有する、企業活動から子どもを権利を保護する国家の義務をどのように判断してきたかを検討する。以上の検討から、国家主権に対する尊重から受入国に対し「結果の義務」を課し、国内的实施の内容に関し受入国の裁量の余地を大きく認めてきたことが、問題の所在であることがわかった。そこで、子どもの権利委員会が受入国の保護義務違反認定に際し、「相当の注意」に触れ、受入国の裁量の余地を狭める見解を示してきたか、次に「適切な」実施措置内容について委員会が判断を行ってきたか、を検討し、国家の保護義務が「行為の義務」とされてきたかを考察する。

① 国家の保護義務の性質

「相当の注意」への言及は、一般的に、国家の保護義務が結果より手段の義務であることを含意しており、すなわ

ち、単に民間主体が権利を侵害したことをもって、国家の条約義務違反が認められることはなく、「相当の注意」を怠ったことを示す作為または不作為がなければならぬ⁵⁶⁾。一方で、子どもの権利委員会は保護義務との関連で「相当の注意」について言及してこなかった⁵⁶⁾。先述のOHCHRによる二〇〇七年報告書では、委員会が条約および議定書上の国家の義務に関連していると考えているかどうかは未だ不明確であるとしている。報告書は、保護義務にとって「相当の注意」の概念が重要であるかどうかについて、今後検討していかねばならないと結んでいる⁵⁶⁾。

「相当の注意」の検討が行われたのが一般的意見十六の起草過程である。起草に先立ち、一般的意見に盛り込まれるべき重要課題の概要を示す文書が複数作成された。二〇一一年九月十六日に開催された子どもの権利およびビジネス部門に関する専門家会合後、二〇一一年十二月十五日にScoping Document⁵⁹⁾が発表された。このなかで、子どもの権利委員会が企業をはじめとする民間による侵害行為に対し子どもの権利を確保する義務について内容をはつきり示してこなかったこと、一方米州やアフリカなど他の人権条約システムでは「相当の注意」の義務とされてきたこと、ゆえに子どもの権利を企業による侵害から保護する重要性を考えた場合に「相当の注意」概念は一層の注意と研究を進めるメリットがある⁶⁰⁾、としている。この他の人権機関が示す「相当の注意」の義務には、状況に応じて、被害者を防止し、軽減し、捜査しおよび救済を提供する措置をとることが内容として含まれる。すなわち、「相当の注意」の義務としての保護義務の内容は、問題となる権利や集団の性質に従って具体的な外枠 (contours) …どこまで行えばいいのか) が決まってくる。ゆえに、子どもは、その特徴や状況から、最も高いレベルの保護を受ける存在である。例えば、子どもの権利条約は、他の一般的な人権条約上の義務を越えた、子どもに対する具体的および追加的義務を規定しており、子どもに対して最も高いレベルの保護が必要であるという国家の見解を示している⁶¹⁾、とする。

その後、二〇一二年一月二二日に開催された当該一般的意見のための作業部会の成果をうけて一般的意見のアウト

ラインを示す文書⁽⁶⁵⁾が作成された。なお、作業部会には、子どもの権利委員会委員に加え、国際法律家委員会、UNICEF、セイブ・ザ・チルドレンおよび国連人権高等弁務官事務所が加わった。この文書のなかで、条約上の尊重・保護・充足義務の履行にあたっては四つの一般的原则すべてを満たす措置をとらなければならないことを確認したうえで、条約は子どもの社会における特別な特徴および地位を考慮して、締約国により厳しい保護義務を課しているため、「相当の注意」の要件として、企業による侵害から子どもの権利の保護が確保できる実効的な法的、規制的、政策的、行政的、協力的、および是正的な措置を、実際にとっていることが求められるとした。

以上の経緯とともに、二〇一三年二月に一般的意見十六「子どもの権利に関するビジネス部門の影響に関する国家の義務」⁽⁶⁶⁾を発表した。国家の義務の性質について、「国家は人権を尊重、保護、充足する国際法上の義務を負い、これら義務には、結果の義務も行為の義務も含まれる」とし、なかでも保護義務は最も重要な義務であり、企業の子どもの権利侵害を防止または救済するために、必要かつ適切で合理的なすべての措置を取る義務であるという。⁽⁶⁶⁾ そのような措置を講ずるのを怠った場合、企業の侵害に責任を負うのである。⁽⁶⁷⁾

② 国家に求められる実施措置の内容

委員会の関心の射程が、民営化から企業活動へと深化するにつれ、締約国に求められる保護義務は「相当の注意」を必要とする「行為の義務」として評価されるようになってきた。特に、政府報告審査の最終所見のなかで示された見解では、委員会は侵害や被害の発生により懸念を示すだけでなく、措置をとっていないことに対して委員会は懸念を示している。子どもの権利適切な措置に関する国家の裁量の余地はどの程度まで限定されてきているのだろうか。国家に義務化された実施措置に関する委員会の見解を確認する。

ア. 立法および規制、執行

a. 立法および規制

立法および規則は、企業活動が子どもの権利を侵害しないよう確保する不可欠な手段と位置付けられ、委員会は、政府報告審査において繰り返し締約国に対しそのような立法措置を勧告してきた。例えば、締約国が自国領域内で活動する自国および外資企業の人権侵害を防止、保護、救済する立法⁽⁶⁹⁾、さらには管轄下にある企業にその国外事業またはその子会社の事業で生じる人権侵害の責任を問う民事、刑事、行政法上の立法である⁽⁷¹⁾。その内容としては、アカウインタピリティ、透明性、侵害防止の観点から、より具体的に、モニタリング、調査、是正の措置を盛り込んだもの⁽⁷²⁾、子どもの権利条約を盛り込んだ企業の社会的責任指標およびその企業報告制度を盛り込んだものなどを勧告している⁽⁷³⁾。

また、従来から指摘されてきた個別課題について、例えば労働分野では、第十八条三項に関する保護者である労働者が子どもに対する責任を果たせるような育児休業制度や賃金などの雇用条件の保障の立法化⁽⁷⁴⁾、第三二条に基づく経済的搾取から子どもを保護するための最低雇用年齢、労働時間および労働条件の規制⁽⁷⁵⁾、児童労働から子どもを保護するための立法⁽⁷⁶⁾、児童労働から製造されていない製品を求める立法⁽⁷⁸⁾、子どもの性的搾取を刑罰化する立法などが示された。業種に特有の課題に関する具体的な立法・規制を求めるものもあり、製薬業⁽⁸⁰⁾、広告・マーケティング・メディア業界⁽⁸¹⁾、資源開発または鉄鋼業、旅行業界、資源開発および綿製造業⁽⁸²⁾、採取業および大規模エネルギー関連部門などが取り上げられてきた。

このような立法および規制措置をとる義務を満たすためには、子どもの権利を侵害する具体的な業種を特定するた
め、データ、証拠および研究の収集を行うことが求められる⁽⁸³⁾。

b. 執行

企業活動を規制する立法・規制がある場合でも、執行に消極的か、執行が不十分である場合が多くみられる。実効的な履行および執行を確保するためには、健康や安全、消費者の権利、教育、環境、労働といった子どもの権利に関する基準を監視する規制当局の責任を強化し、モニタリングと調査に必要な十分な権限、人員と予算を確保することが必要である。加えて、法令と規制を広く普及し、裁判官、公務員、弁護士など法的支援を行う者に子どもの権利条約をはじめ国際人権に関する研修を行い、司法および司法外のメカニズムを通じて実効的な救済と裁判への実効的なアクセスを提供するといった措置を挙げる。

c. 子どもの権利デューデリジエンス

「子どもの権利デューデリジエンス」とは、企業がグローバルに広がる事業活動および取引関係のなかで、子どもへの権利への侵害を特定し、防止し、軽減するよう確保することをいう。国家は、保護義務の履行として、企業による「子どもの権利デューデリジエンス」の要件を、例えば、輸出クレジット機関（ECA）や開発基金、投資保険、企業に対する情報開示や報告制度などに組み入れるなどの措置が求められてきた。

イ. 救済措置

子どもは、企業による侵害に対して実効的な救済を求め司法制度にアクセスすることが難しいことが多い。当事者適格といった法律上の問題もあるが、司法制度に対する十分な知識や信頼がない場合が多く、司法による解決を断念してしまふ。また、多国籍企業の各国子会社は法的に別会社でありその法的責任の特定や帰属について、また複数国

に及ぶ事業活動のなかでの情報や証拠の入手など、企業のグローバルな事業展開も救済の難しさを助長している。⁹¹⁾

締約国は、子どもが実際に実効的な司法メカニズムにアクセスできるように社会、経済および司法上の障壁を取り除く措置が求められてきた。措置には、学校や地域のなかで情報を提供するとともに、集団訴訟制度、子どもに対する特別支援などの整備、特に年齢による制限を取り除く取組み、刑罰規定化が含まれる。⁹²⁾ また、仲介、和解、仲裁などの非司法的メカニズムや企業によって設けられた苦情対応も、公平性や透明性などの条件を満たせば、有用な代替措置であり、柔軟で時機に合った解決を提供することができる。⁹³⁾ 条約上の個人通報制度などの国際的なメカニズムへのアクセスを可能とする取組みも実施されるべきであるとする。⁹⁴⁾

ウ．政策措置

締約国に求められる政策的措置としては、子どもの権利を理解し十分に尊重する企業文化を促進するために「ビジネスと人権」を国内の政策課題として明確に位置づけるとともに、企業に対し、海外事業を含む、自社の事業またはビジネス関係において、子どもの権利を尊重するよう指針を策定することが挙げられる。⁹⁵⁾ また企業活動における暴力のゼロ・トレランス方針、企業責任に関するイニシアチブの促進なども含まれる。

また多くの国で中小企業が経済の大部分を担っており、締約国は、不要な負担は避ける一方で、支援を行う。また大企業に対して中小企業に対する影響力を使い、そのバリエーションにおいて子どもの権利を強化するよう働き掛ける。⁹⁶⁾

エ．調整・モニタリング

a．調整

政府機関・省庁間、中央・地方政府間での業種横断的な実効的な調整が必要となる。特に、企業政策に直接かかわる省庁・機関は、子どもの権利に関わる省庁・機関と別個に業務を遂行している。締約国は、会社法およびその運用を担う議会および行政機関が子どもの権利に関する義務を認識していることを確保しなければならない。立法や政策を策定し、経済、貿易および投資協定に加わる時には情報、研修、支援が求められる。国内人権機関はこの点で異なる政府間機関の媒介者として重要な役割を果たしうる。⁹⁷⁾

b．モニタリング

締約国は、グローバルな事業展開を通じて、企業により引き起こされたまたは助長された条約違反をモニタリングする義務を有している。そのために確保すべき措置として、データの収集、侵害の調査、市民社会および国内人権機関との協力、企業による情報開示による責任の明確化などがある。⁹⁸⁾

条約の実施のための国家行動戦略や計画を立てる際には、企業活動における子どもの権利の実現の進捗をモニタリングする措置を盛り込む。このために、政府内での子どもの権利影響評価はもちろん、議会、市民社会組織、専門家、国内人権機関などとの協力を確保する。モニタリングには、子どもから直接に意見を聞くことを位置づけ、そのために、例えば子ども議会、生徒会、教育委員会、ソーシャルメディアなど様々なメカニズムを活用する。⁹⁹⁾

c. 子どもの影響評価

締約国による法令および政策策定・運用において、子どもの最善の利益を確保するには、子どもの権利影響評価を行う。事前の子どもの権利影響評価を通じて、提案された立法、規制、予算などの案が子どもやその権利の享受にどのような影響を与えるか予測することができ、また、その後は定期的に評価を行うことで子どもの権利への悪影響を是正することができる。^⑩

子どもの権利影響評価を行う際には、様々な方法論や実践が進められてよい。最低限として、子どもの権利条約および議定書、関連した最終所見および一般的意見の枠組みを用いなければならない。国家が企業関連政策、法令または行政行為に対し広い影響評価を行う際には、条約および議定書の一般原則に従ったものとし、また検討中の措置に対し子どもに特有の影響に特別の考慮を払う影響評価を確保するべきである。^⑪

子どもの権利影響評価は、特定のビジネスまたは業種が作用するすべての子どもに対する影響を考慮するために用いることができるが、特定のグループに属する子どもに対する措置の特有の影響の評価を含むことができる。影響の評価自体は子ども、市民社会、専門家からの意見に加え、関連省庁、国内外の学術研究および実験からの意見をもとにしてよい。分析では、修正のための勧告、代替策、および改善点が示されるべきであり、公開されるべきである。^⑫

公平で独立のプロセスが確保するため、締約国は、評価プロセスを牽引する第三者を指名することを考えてよい。このことは重大な利益をもたらしうるが、その結果に最終的な責任を有する者として、締約国は、評価を行う者が資質ある、誠実で、公平であることを確保しなければならない。^⑬

オ・協力および啓発

条約上の義務を負うのは国家であるが、履行においては企業、市民社会および子ども自身を含む社会のすべての部門と協力する必要がある。そのための措置として、子どもやその保護者、企業に対して、子どもの権利に関する教育、研修、啓発が不可欠である。企業に対する研修では、子どもが権利保有者であること、子どもに対し積極的に権利を尊重し、差別的態度を撲滅することを認識させる。この点で、メディア、国内人権機関、そして市民社会の役割は大きく、締約国はこれら団体の運動に干渉はせず、一方子どもの権利とビジネスに関する公共政策やプログラムへの関与を促進する措置をとる。⁽¹⁶⁾

6. むすびにかえて

「ビジネスと人権」の問題群へ対応するため、人権の実効的保障という結果が重視される一方で、何をもって「適切」とするのかの手段については締約国の裁量の余地が認められてきており、締約国の保護義務の違反を認定する際に難しさが生じていた。この処方箋のひとつとして、条約実施機関は保護義務を「相当の注意」の義務、特定の行為形態の採用を求める行為の義務としての解釈を加えることで解決を試みてきた。

本稿では、子どもの権利委員会の条約実行を中心に検討を行った。委員会は、条約上の保護義務に関して「相当の注意」を言及してこなかったが、その関心を民営化から企業活動へと深化させるなかで、二〇一三年の一般的意見十六において、企業活動に対する締約国の義務が「結果の義務」であるとともに「行為の義務」であるとの見解を示した。

子どもの権利委員会は、保護義務の「行為の義務」の側面をどのように示してきたのか。

「相当の注意」の義務は、子どもに対しては最も高いレベルの保護が必要であるという国家の合意が前提となる。なぜならば、「相当の義務」としての保護義務の範囲は、保護の対象となる権利や集団の性質によって決まってくるものであり、この観点から「相当な注意」の義務の履行として「必要なすべての措置」を取ることが求められる。本来、国家には履行の手段については裁量の余地があるが、その内容は「最も高いレベルの保護」であること、また「実際に運用している」ことが「必要なすべての措置」に対して求められている。

一般的意見十六の起草過程において、保護義務が「相当の注意」の義務とされた所以は、子どもの社会的な特徴や地位を前提に必要とされる「最も高いレベルの保護」のため「より厳しい義務」として考えられていたからではないだろうか。保護義務の内容として「必要なすべての措置」をとることが求められてきたが、子どもの権利条約では、「何が適切な措置か」を判断するのは締約国という国家が本来有する裁量に制限をかけ、保護義務の内容としての実施措置の内容、すなわち「何が適切な措置か」という contours (範囲) について委員会が具体的な見解を示した。「相当の注意」の義務は、最も高い保護のためのより厳しい義務として、委員会が示す具体的な「適切なすべての措置」を「実際に取っている」ことが問われるのである。

このように子どもの権利委員会は、保護義務を相当の注意を必要とする行為の義務と解釈する際、子どもの社会における脆弱性による、高いレベルの保護が必要な点を強調する。この論理は、子どものみならず、女性、障がい者、先住民族などにも適用可能ではあるが、どこまで一般化できるのか、今後の課題としたい。

※本稿は、大阪大学大学院国際公共政策研究科提出の博士論文の一部に、加筆修正を行ったものである。また、二〇一三—二〇一四年度科学研究費補助金・研究スタート支援「企業活動における国際人権基準の実施に関する研究」の助成を受けたものである。

- (1) Shelton, Dinah, "Protecting human rights in a globalized world," *Boston College International and Comparative Law Review*, vol.25 at.2, 2002; Alston, Philip & Goodman, Ryan, "International Human Rights: The Successor to International Human Rights in Contexts" (2013), pp.1461-1462; Shelton et al., Alston & Goodman はともにグローバル化のなかでの非国家主体の国際人権法における影響および重要性の高まりを指摘しており、そのなかでも企業の存在の大きさを指摘する。
- (2) なお世界人権宣言の前文では「社会の各個人および各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら…」と規定し、世界人権宣言の定める共通の基準が国家のみならず、企業を含む私的権力を対象としていることを示す。
- (3) 申恵丰「人権条約上の国家の義務(一)——条約実施における人権二分論の再考——」『国際法外交雑誌』第九六巻二号(一九九八)、五九頁。
- (4) 自由権規約委員会は、「一貫して条文上の「かつ (and)」を「かつ／または」と理解してきている。山形英郎「自由権規約のダイナミズム…自由権規約委員会による領域外適用」『ジュリスト』第一四〇九号(二〇一〇年)、四七—五六頁、五二頁。なお、山形は自由権規約委員会の示してきた見解は条約法条約の解釈に関する一般的な規則である「用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」ことから見ると行き過ぎた点がある点を指摘している。
- (5) *General Comment No.31: Reporting obligations of States Parties Imposed on States Parties to the Covenant (2004)*, General Comments Adopted by the Human Rights Committee, HRL/GEN/1/Rev.9 (Vol.I), pp.244-245, para.10.
- (6) *General Comments No.3: The nature of States parties' obligations (art.2, para.1, of the Covenant) (1990)*, General Comments adopted by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, HRL/GEN/1/Rev.9 (Vol.I), p.7, para.3.

- (7) 申惠丰「人権保障のための積極的義務としての手続的義務：人権侵害に対する実効的な調査義務を巡る法理の展開」『国際法外交雑誌』第一二巻第四号（二〇一四年）、二六―二七頁。
- (8) De Schutter, Olivier, *International Human Rights Law*, (2010), p.365.
- (9) 村上正直『人種差別撤廃条約と日本』（二〇〇五年、日本評論社）、六一―七六頁。
- (10) De Schutter, Olivier, "The Accountability of Multinationals for Human Rights Violations in European Law", in *Alston, Philip, Non-State Actors and Human Rights* (2005), pp.237-240.
- (11) Alston & Goodman, *supra* note 1, p.1467.
- (12) *Ibid.*
- (13) K. Addo, Michael, *Human Rights Standards and Responsibility of Transnational Corporations*, (1999), p.28.
- (14) Castan Centre for Human Rights Law (Monash University), International Business Leaders Forum, OHCHR and UN Global Compact Office, *Human Rights Translated: A Business Reference Guide*, (2008), p.38.
- (15) *Ibid.*, p.107.
- (16) Avery, Chris, "Business and Human Rights in a Time of Changes", in *Kamminga, M. T. and Zia-Zarifi, S. (eds.), Liability of Multinational Corporations under International Law* (2000), pp.22-25.
- (17) 岩附由香・白木朋子「児童労働と企業の社会的責任」アジア・太平洋人権情報センター（ビューライツ大阪）『アジア・太平洋人権レビュー』二〇〇四 企業の社会的責任と人権（現代人文社、二〇〇四年）、一〇七―一〇九頁；白木朋子「グローバルゼーションと児童労働―国際条約と企業の社会的責任」『法律時報』第七七巻一号（二〇〇五年）、三九―四五頁。
- (18) International Council on Human Rights Policy, *Beyond Voluntarism: Human Rights and the Developing International Legal Obligations of companies* (2002), pp.77-82. 司佐手続一般の話として、高額な訴訟費用や被害者を支援する市民団体が訴訟提起できない当事者適格の問題、訴訟の遅滞と仮保全措置の実効性の低さが指摘されている。また企業を相手に裁判に訴える問題として、大企業にとっては人権状況改善のための費用よりも罰金や賠償金の方が安い場合があるという抑止効果の問題、個人が企業を訴える場合の立証責任の困難さ、被雇用者が企業を訴える場合などに見られる訴訟手

段に訴えた」ことに対する社会的な偏見、多国籍企業を訴える場合の不便宜法廷 (Forum non convenience) 原則やコーネリアートベールの問題が挙げられる。

- (19) *General Comment No. 3: Article 1 (Implementation at the national level)* (1981), General Comments Adopted by the Human Rights Committee, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol.I), p.174, para.1.

(20) *General Comments No. 3: The nature of States parties' obligations* (art.2, para.1, of the Covenant) (1990), General Comments adopted by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol.I), p.7, para.3.

- (21) *Ibid.*, para.4.

(22) OHCHR, State Responsibilities to Regulate and Adjudicate Corporate Activities under the United Nations, Core Human Rights Treaties: Individual Report on the United Nations Convention on the Rights of the Child and its Optional Protocols Report No.6 (July 2007), pp.24-30. 二〇〇七年の国連人権理事會に国連事務総長特別代表により提出された本報告書の付録 (Addendum) として作成。この付録は、七つの人権条約 (自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、移住労働者権利条約) の条約実施機関が締約国に対し示してきた二〇〇七年までの見解 (条約条文、一般的意見・勧告、政府報告審査への最終所見、個人通報および早期警戒措置並びに緊急手続への見解) をまとめた背景報告書 (background paper) を基礎としており、国連人権高等弁務官事務所により作成された。二〇〇七年七月に発表された第六報告書が子どもの権利条約とその選択議定書に関するものである。

- (23) A/HRC/4/35, para.14.

(24) 申惠丰『人権条約上の国家の義務』(日本評論社、一九九九年)、四〇—四二頁。De Schutter, *supra* note 8, pp.365-366.

(25) Clapham, Andrew, *Human Rights Obligations of Non-State Actors*, (2006), p.238.

(26) R. Ratner, Steven, Corporations and Human Rights: A Theory of Legal Responsibility, *Yale Law Journal* no.111, p.465.

(27) Addo, *supra* note 13, pp.3-37; Ratner, *ibid.*, pp.461-465.

(28) 『企業と権威』(2009) 例々14 Human Rights Resource Center, University of Minnesota, *“Circle of Rights: Economic, Social & Cultural Rights Activism: A Training Resource,”* Module 9: Obligations of States and Nonstate

- Actors, <https://www1.umn.edu/humanrts/edumat/THRIP/circle/modules/module9.htm> (as of 11 January 2016).
- (29) 阿部浩司『国際法の「人権化」』(信山社、二〇一四年)・十九頁。
- (30) 『Report of the International Law Commission on the work of its fifty-first session, 3 May-23 July 1999, Official Records of the General Assembly, Fifty-fourth session, Supplement No.10 (A/54/10)』.
- (31) *Ibid.* p.59, para.150.
- (32) *Ibid.* p.60, para.158.
- (33) *Ibid.* para.161.
- (34) *Ibid.* p.59, para.151.
- (35) Human Rights Resource Center, University of Minnesota, *supra* note 28.
- (36) 現在とられている客観的責任主義では、国家責任の客観的要素たる「義務違反」に付加される客観的な行為義務を意味するものとして「相当の注意」が一般的に理解されてきている。一方で、違法行為の国家への帰属の要件として「過失」を必要とする過失責任主義をとり、「過失」の延長に「相当の注意」を位置づけ、責任の要素(帰責事由)として作用しているとする考え方もある。この場合、国際法上の義務違反が生じたとして、国家(機関たる個人)が「相当な注意」を用いたことを証明することにより、国家責任を回避しようものとなる。前述の通り、ILCは最終的に客観的責任主義を採用し、国際義務の要請と現実の国家の行為との間の不一致が存在すれば自動的に国家責任が発生するとの立場をとっており、ゆえに、国家責任条文案案は二次規範のみを扱い、国家に帰属する国際義務違反は国際責任を生じるとした上で、「相当の注意」に関する判断は、専ら一次規則の問題として整理してきた。過失または「相当の注意」を考察し、過失責任主義を再考する(いずれも一般国際法などが対象であり、人権条約を対象としていない)論考として次のものがある。兼原敦子「国際違法行為責任における過失の機能」『国際法外交雑誌』第九六卷六号(一九九八年)；波多野里望「現代国際法における過失の本質」(一)(二)(三)完」『国際法外交雑誌』第五九卷三号(一九六〇年)・第五九卷六号(一九六一年)・第六〇卷一号(一九六一年)；湯山智之「国際法上の国家責任における『過失』および『相当の注意』に関する考察」(一)(二)(三)(四)完」『香川法学』第三二卷二号(二〇〇二年)・第三三卷一・二号(二〇〇三年)・第一四卷三・四号(二〇〇五

- (年)・第二六卷一・二号(二〇〇六年)。
- (37) 村上正直「米州人権裁判所『ヴェラスケス・ロドリゲス』事件判決について」法政理論(新潟大学)二三巻一号(一九九〇年)・申『前掲図書(脚注一後巻)』二二五八頁。
- (38) Human Rights Library of University of Minnesota, “Velasquez Rodriguez Case, Judgment of July 29, 1988, *Inter-Am. Ct.H.R. (Ser.C) No.4 (1988)*”, paras. 166-174, http://www1.uimn.edu/humanrts/iachr/h_11_12d.htm (as of 11 January 2016).
- (39) 委員会は、自由権規約第七条および第十七条、第二六条を例にあげ、国家が積極的義務を負うことを述べる。*General Comment No.31: Reporting obligations of States Parties Imposed on States Parties to the Covenant (2004)*, General Comments Adopted by the Human Rights Committee, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol.I), pp.244-245, para.8.
- (40) OHCHR, Individual Report No.3, *supra note*22, pp.14-15.
- (41) *General Recommendation No.19: Violence against women (1992)*, General Comments Adopted by the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol.II), p.332, para.9.
- (42) *General Recommendation No.28 on the core obligations of States parties under article 2 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (2010)*, General Recommendation Adopted by the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, CEDAW/C/GC/28, para.13.
- (43) 兼原「前掲論文」七七八頁。
- (44) 広瀬善男「外交的保護と国家責任の国際法」(信山社、二〇一〇年)。本書一四九頁の脚注において、「今日ではI.L.C.も採用していない『実施・方法の義務』、『結果の義務』、『特定事態発生の防止義務』という義務の三分類にこだわらず、『結果』と結びつかない『実施・方法の義務』などありえようはずがないのだが」と義務の分類への固執について批判的見解を示している。
- (45) *General Comment No.5: General measures of implementation of the Convention on the Rights of the Child (art.4, 42 and 44, para.6) (2003)*, General Comments Adopted by the Committee on the Rights of the Child, HRI/GEN/1/

- Rev.9 (Vol.11), p.421-441, para. 12. 日本語版については「A R C 平野雄二の子どもの権利：国際情報サイト」(<http://homepage2.nifty.com/childrights/crccommittee/generalcomment/gencom5.htm>) (as of 11 January 2016) を参照した。
- (46) *General Comment No 14 on the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration* (art.3, para.1) (2013). General Comments Adopted by the Committee on the Rights of the Child. CRC/C/GC/14, para.12.
- (47) 子どもの権利委員会が「the private sector」を用いる二〇〇二年の一般決議における定義「少なくとも、営利目的か非営利かを問わず、企業、N G O やその他民間団体を含むものとす。定義を用いる。General Comment No.5, supra note 45, para.42.」の「the private sector」はN G O を含むため、訳語として「非国家行為体」を用いる。
- (48) *Ibid.*, para.43.
- (49) OHCHR, supra note 22, pp.25-30.
- (50) A/65/41 (2010), annex II. 作業部会IIIにおける「締約国の義務、経済的、社会的および文化的権利を実現するために：子どもの権利は経済危機における奢侈品 (a luxury) なのか」というセッションで議論され、勧告が出された。
- (51) CRC/C/ECU/CO/4 (2010), paras.30-31.
- (52) *General Comment No 16: On State obligations regarding the impact of the business sector on children's rights* (2013). General Comments Adopted by the Committee on the Rights of the Child. CRC/C/GC/16.
- (53) *Ibid.*, para.8.
- (54) *Ibid.*, para.3.
- (55) OHCHR, Individual Report No.6, supra note 22, para.52.
- (56) *Ibid.*, para.51. なおブラザフでは「他の委員会と異なり、子どもの権利委員会は保護義務との関係で「相当の注意」の概念について明確に言及してこなかった」との記載があるが、二〇〇七年当時は「一般的意見III」を有する自由権規約委員会以外で、暴力（特に女性への暴力）からの保護を除く国家の保護義務に関して一般的な形で「相当の注意」概念に触れる見解を出している委員会はなかった。言い回しに報告作成者（OHCHR）の意図が感じられる。
- (57) *Ibid.*, para.53.

- (38) *Ibid.*, para.234.
- (39) The Committee on the Rights of the Child, “Scoping document for general comment by the UN Committee on the Rights of the Child regarding child rights and the business sector”, (2011), http://www.unicef.org/csr/css/Scoping_document_15Dec2011.pdf (as of 11 January 2016).
- (40) *Ibid.*, p.3.
- (41) *Ibid.*, p.5.
- (42) The Committee on the Rights of the Child, “Annotated outline of general comment by the UN Committee on the Rights of the Child regarding Child Rights and the Business Sector”, (2012), <http://www.2ohchr.org/english/bodies/crc/docs/AnnotatedOutlineBroaderConsultations.doc> (as of 11 January 2016).
- (43) *Ibid.*, p.5.
- (44) *General Comment No 16: On State obligations regarding the impact of the business sector on children's rights*, *supra* note 52.
- (45) *Ibid.*, para.25.
- (46) *Ibid.*, para.28.
- (47) *General Comment No 16: On State obligations regarding the impact of the business sector on children's rights*, *supra* note 52, para.28.
- (48) *General Comment No 16: On State obligations regarding the impact of the business sector on children's rights*, *supra* note 52, para.53.
- (49) CRC/C/GUY/CO/24 (2013), para.22; CRC/C/MMR/CO/34 (2012), para.21; CRC/C/TGO/CO/34 (2011), para.28; CRC/C/MCO/CO/2-3 (2013), para.20; CRC/C/GIN/CO/2 (2013), para.32.
- (50) CRC/C/MCO/CO/2-3 (2013), para.20.
- (51) CRC/C/MLT/CO/2 (2013), para.25; CRC/C/BIH/CO/24 (2012), para.28; CRC/C/NAM/CO/2-3 (2012), para.28; CRC/

説

(87) *Ibid.*, para.62.
 (88) *Ibid.*, para.64.
 (89) *Ibid.*, para.65.

論

(90) CRC/C/MCO/CO/2-3 (2013), paras.20-21. 一般的意見十六に基づき、モナコ政府に対し、企業がその取引先および顧客との関係に於いて「子どもの権利チャーター・イニシアチブ」に取り組みよう求めることは特別な注意を払うよう勧告してらる。

(91) *General Comment No 16: On State obligations regarding the impact of the business sector on children's rights, supra note 52*, paras.66-67.

(92) *Ibid.*, paras.68-70.
 (93) *Ibid.*, para.71.
 (94) *Ibid.*, para.72.
 (95) *Ibid.*, para.73.
 (96) *Ibid.*, para.74.
 (97) *Ibid.*, para.75.
 (98) *Ibid.*, para.76.
 (99) *Ibid.*, para.77.
 (100) *Ibid.*, para.78.
 (101) *Ibid.*, para.79.
 (102) *Ibid.*, para.80.
 (103) *Ibid.*, para.81.
 (104) *Ibid.*, para.83.
 (105) *Ibid.*, para.84.
 (106) *Ibid.*, para.84.